別添２

１の１－２(5)に定める算定式は以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添42Ⅰの別紙６の別表に掲げるＪＣ08モードにより算定する場合にあっては、「ＷＬＴＣモード燃費値」を「ＪＣ08モード燃費値」に、「細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモード」を「細目告示別添42Ⅰの別紙６の別表に掲げるＪＣ08モード」に読み替えるものとする。

$$Fe_{EV} = 9{,}140 / EC$$

$$Fe_{PHEV} = 1 / \left(UF(R_{CD}) \times \left(1 / Fe_{CD} + 1 / (9.14 \times R_{CD} / E_1)\right) + \left(1 - UF(R_{CD})\right) / Fe_{CS}\right)$$

$$UF(R_{CD}) = 1 - \exp\left(29.1 \times (R_{CD}/400)^6 - 98.9 \times (R_{CD}/400)^5 + 134 \times (R_{CD}/400)^4 - 89.5 \times (R_{CD}/400)^3 + 32.5 \times (R_{CD}/400)^2 - 11.8 \times (R_{CD}/400)\right)$$

Fe_{EV}　：換算後の電気自動車のＷＬＴＣモード燃費値　km／l

EC　：細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行する際の交流電力量消費率であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　Wh／km

Fe_{PHEV}　：換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のＷＬＴＣモード燃費値　km／l

Fe_{CS}　：外部充電による電力を用いないで細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

Fe_{CD}　：外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

R_{CD}　：外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。）　km

E_1　：一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　kWh／回

$UF(R_{CD})$：プラグインレンジに応じて算出される係数

別添２

１の１－２(5)に定める算定式は以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添42Ⅰの別紙６の別表に掲げるＪＣ08モードにより算定する場合にあっては、「ＷＬＴＣモード燃費値」を「ＪＣ08モード燃費値」に、「細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモード」を「細目告示別添42Ⅰの別紙６の別表に掲げるＪＣ08モード」に読み替えるものとする。

$$Fe_{EV} = 9{,}140 / EC$$

$$Fe_{PHEV} = 1 / \left(UF(R_{CD}) \times \left(1 / Fe_{CD} + 1 / (9.14 \times R_{CD} / E_1)\right) + \left(1 - UF(R_{CD})\right) / Fe_{CS}\right)$$

$$UF(R_{CD}) = 1 - \exp\left(29.1 \times (R_{CD}/400)^6 - 98.9 \times (R_{CD}/400)^5 + 134 \times (R_{CD}/400)^4 - 89.5 \times (R_{CD}/400)^3 + 32.5 \times (R_{CD}/400)^2 - 11.8 \times (R_{CD}/400)\right)$$

Fe_{EV}　：換算後の電気自動車のＷＬＴＣモード燃費値　km／l

EC　：細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行する際の交流電力量消費率であって、道路運送車両法第75条第１項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの　Wh／km

Fe_{PHEV}　：換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車のＷＬＴＣモード燃費値　km／l

Fe_{CS}　：外部充電による電力を用いないで細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

Fe_{CD}　：外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　km／l

R_{CD}　：外部充電による電力を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。）　km

E_1　：一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの　kWh／回

$UF(R_{CD})$：プラグインレンジに応じて算出される係数

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条の規定に基づき、貨物自動車のエネルギー消費効率の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月四日

経済産業大臣　世耕　弘成

国土交通大臣　石井　啓一